

ふくしま企業移住支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふくしま企業移住支援事業補助金の運用に関して、ふくしま企業移住支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定によるほか、必要な事項について定める。

(補助対象者)

第2条 交付要綱第4条第1項第1号で規定する要件は、グループ企業など資本関係や業務提携関係等がある会社が福島県内に本社を有している場合であっても、申請する企業が県内に本社を有していなければ、同号を満たしていると見なすものとする。

2 交付要綱第4条第1項第1号で規定する企業は、日本標準産業分類における以下の業種とする。

(1) 「情報通信サービス業」、「インターネット付随サービス業」、「映像・音声・文字情報政策業」、「デザイン業」、「経営コンサルタント業」、「広告業」のいずれかの業種。

(2) その他の業種においては、提出のあった事業計画等において、テレワークによる業務の実施が十分に見込まれると県が判断したもの。

3 補助事業者は、別紙様式暴力団等排除に関する誓約書の提出をもって、同条第2項第2号に該当しないことを証するものとする。

(事業期間)

第3条 本補助金の事業期間は、事業実施年度の2月19日までに完了する事業であること。

2 事業完了の日は、申請のあったふくしま企業移住支援事業補助金計画書における施設等の整備（補助対象経費の支払含む）が完了した日とする。

3 前項において、交付要綱第5条第2項に該当する場合は、当該社員が住民票の異動を伴い、県内市町村に転入した日を含むものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業について、既に自社が整備し、県内において保有している物件を改修・拡充する場合及び県内において既に賃借している物件の改修や契約を継続する場合については、本補助金の対象としない。なお、この場合における保有とは、所有権や賃借権に基づくもののみならず、実質的に活動拠点として利用している場合を含むものとする。

(補助対象経費)

第5条 交付要綱第5条第1項別表1で規定する補助対象経費の主な内容は、次のとおりとする。

補助対象経費		内 容
区分	経費区分	
建物取得費	建物取得費	施設の取得に要する経費（用地取得、土地造成・改良、外構工事、上下水道管の敷設、調査設計等、施設そのものの建設・購入以外に係る経費は対象外）

改修工事費	改修工事費	施設の改修工事に要する経費（土地造成・改良、外構工事、上下水道管の敷設、調査設計等、施設そのものの改修工事以外に係る経費は対象外）
役務費	役務費	施設への引越・移転に係る経費
環境整備費	設備費	<p>1 サテライトオフィスの開設及び本社機能の一部移転においては、テレワーク環境を整備するために必要な以下の備品購入に要する経費</p> <p>2 本社機能の全部移転においては、業務実施に必要な以下の備品購入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 機器（パソコン、プリンター、周辺機器等） ・テレビ会議用機器 ・プロジェクター、スクリーン ・電話、FAX ・什器（机、椅子、キャビネット等）（※ICT 機器等の設置やテレワーク業務等に必要なものに限る。） <p>※リースにおいては、初期費用（本体代金及び設置・設定費用）のみが対象</p>
	消耗品費	<p>1 サテライトオフィスの開設及び本社機能の一部移転においては、テレワーク環境を整備するために必要な以下の消耗品購入に要する経費</p> <p>2 本社機能の全部移転においては、業務実施に必要な以下の消耗品購入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトや業務用ソフトウェア等 ・設備費のうち税込単価 10 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満のもの ・その他、税込単価 10 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満のものであって、施設の運営開始時に最低限必要であると認められるもの
賃借料	賃借料	事業期間中における施設の賃料。ただし、管理費や共益費は含むが、敷金、礼金、保証金、仲介手数料は対象外とする。

（注）該当する経費であっても、配置予定の人数や事業規模に比べて過大であると認められるものや、実施予定の業務と直接的な必要性が認められないものについては、対象としない。

（申請内容の審査・補助金の交付決定）

第 6 条 知事は、受理した申請書について、次の各号に掲げる項目を審査し、採否及び補助金の交付額を決定するものとする。

- （1）事業実施計画が、補助事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること
- （2）事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること
- （3）事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること
- （4）補助事業実施後の事業継続性が確実に見込めるものであること
- （5）他の制度等に基づく国や県等の補助金等が該当しない事業であること

(その他)

第7条 補助事業の実施に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 支払に係る経理処理については、原則として金融機関口座への振込とすること

(2) やむを得ずクレジットカードで支払う必要があった場合は、実績報告の際に任意の書面にて理由を明示するとともに、クレジットカードの利用により取得されるポイントの還元率が分かる資料（カード会社のホームページ写し等）を提出すること。また、ポイント付与（見込み含む）により得られる利益相当分について、補助対象経費から除いて報告すること

附 則

1 この要領は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年9月11日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月22日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和8年5月12日から施行する。

暴力団等排除に関する誓約書

福島県知事 様

- 1 私は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する行為、団体等）、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて福島県の信用を毀損し、又は福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。
- 5 貴職において必要と判断した場合に、私の個人情報警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

年 月 日

所在地 _____

社（団体）名 _____

代表者職・氏名 _____